

巻頭言

環境と健康

玉木 武

「破綻する“無限”の思想」と題した、昨年7月28日付の日本経済新聞の社説は「戦後50年 明日を求めて」の副題を添えて、地球と人口それに纏わる環境問題をアピールしている。「地球という船は日増しに住みにくくなる。危機は眼前である。何よりも温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨による資源の枯渇化。民族紛争、難民、疫病、飢饉。その根底には人口爆発がある。」と述べ、日本の国際貢献の在り方と役割を示している。

国連人間環境会議は、「人間環境宣言(1972)」で「ヒトは良好な環境で快適な生活をする基本的権利を有する。」とし、さらに「現在及び将来の世代のために、地球上の天然資源などが適切に計画、管理」され、経済開発や都市計画などの諸計画は環境の保護、向上と両立できるよう、配慮を求めた。

わが国では、平成5年に環境基本法が制定され、翌年12月環境基本計画が策定された。この基本法は従来の公害対策基本法の対象領域よりも広範囲に対処するもので、「環境への負荷を少なくする循環を基調とした持続的発展が可能な経済社会システム(循環)、健全な生態系が維持される自然と人間との共生の確保(共生)、公平な役割分担の下での国民の自主的積極的参加(参加)、国際的協調の下での国際的取り組みの推進」などを示している。

環境問題は公害対策から提起された。公害による健康被害とその費用は、公害対策費の10倍から100倍といわれ、その典型例は水俣病問題といえよう。

しかし今や、環境問題は、全世界の人々の健康や生活に、等しく関わるものとして、地球規模の協力、努力に加え国際的規制が求められる所となっている。

昨年の「大阪APEC」でも、食糧、人口、エネルギー、環境などの長期的な全地球的な課題に共同して取り組むこととしている。環境問題は、長期的には個人の健康に関わるものとして、我々にとっても無関心では済まされない。

(財団理事・総理府公害健康被害補償不服審査会委員)